

## 第3編 基本計画 分野別計画（案）

第1章 次代を担う子ども・若者の育成

第2章 健康で安全な暮らし

第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

第4章 人の知恵・技・情報が生きる元気コミュニティを創造する

第5章 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

第6章 持続可能な地域経営



## 1 子育て・子育て支援

### 現状と課題

- ・近年、急速な少子化の進行や核家族の増加、女性の社会進出の拡大を背景に、保護者からの子育て支援に関するニーズは年々高まっています。
- ・こうした中、本町では、2015（平成27）年4月に施行された「子ども・子育て支援法」及び2025（平成37）年3月まで延長された「次世代育成対策推進法」に基づき「大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に向けた取組を計画的・具体的に進めています。
- ・上記計画では、年々高まりつつある教育・保育ニーズ、特に0～2歳児の低年齢児保育について、その受入れ体制の確保など、保育サービスの充実を掲げています。
- ・さらには、小学生が対象の「放課後児童クラブ」についても、年々利用ニーズが高まっていることから保育サービスと同様に、今後の受入体制の充実を掲げています。
- ・また、これらのサービスを実施する施設は老朽化が進んでおり、今後計画的な改修や建替えを検討していく必要があります。
- ・子育て支援については行政だけでなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で支援していくことも重要であり、地域の人が子育てについて、交流したり、相談したり、支え合う関係を築くことができる機会と拠点の形成も必要となってきます。
- ・都市化や核家族化、少子化など、近年の家族を取り巻く環境が変化してきている状況の中、家庭の教育力の低下や子育て家庭の孤立化などが原因で起こる児童虐待の社会問題に対しても対策が必要です。
- ・離婚や未婚の母の増加により、母子・父子家庭といったひとり親世帯で育つ児童が増加してきており、安定した家庭生活を送れるような支援の充実も必要です。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
保育サービスや相談窓口などの子育て支援の満足度	61.4%	65%	70%

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
子育て・子育て支援	(1) 教育・保育サービス等の充実	①保育サービスの充実	11111
		②保育施設の充実	11112
		③継ぎ目ない教育・保育サービスの提供	11113
		④放課後児童クラブの充実	11114
		⑤一体的な放課後子ども対策の検討	11115
	(2) 地域の子育て支援体制の充実	①子育て支援・相談拠点機能の充実	11121
		②地域ぐるみの子育て文化づくり	11122
	(3) 子どもと親が健やかに育つ環境づくり	①子どもの権利や子育てに対する理解の啓発	11131
		②親と子どもの居場所づくり	11132
		③児童センター活動・施設の充実	11133
		④子どもを育む活動やネットワーク形成の支援	11134
		⑤児童遊園等の利活用の促進	11135
	(4) 地域・家庭の教育力の向上	①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発	11141
		②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進	11142
	(5) 要保護児童・家庭への支援	①児童虐待の未然防止・早期発見	11151
		②ひとり親世帯の支援充実	11152

## 施策の内容

### (1) 教育・保育サービス等の充実

#### ①保育サービスの充実

「子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」に基づき、通常保育については、特に0～2歳児保育の定員を保育士の人員確保や施設整備を図りながら

拡大します。また、延長保育や一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。

## ②保育施設の充実

安全・安心で快適な保育環境を確保するため、2017（平成 29）年度の開園を目指して工事に着手した北保育園建設事業を推進するとともに、老朽化している残りの西・南保育園についても、計画的に改修や建替えを検討します。

また、今後しばらくの間は、0～2歳児保育のニーズ拡大が予想されることから、そのためのスペースやトイレ等の施設整備・充実に努めます。

## ③継ぎ目のない教育・保育サービスの提供

就学前の子どもたちに格差のない教育・保育を一体的に提供していくため、町立保育園、私立保育園、私立幼稚園との連携による職員研修や交流を深め、その質の向上に努めます。

また、幼稚園教育の振興と私立幼稚園に通園させている世帯の経済的な負担の軽減を図るため、就園奨励費補助や幼稚園就園者給食費補助を継続的に実施します。

さらに、幼稚園や保育園から小学校入学時への継ぎ目のない教育を図るために、各小学校や幼稚園、保育園の関係者で構成する連絡会議を引き続き開催するとともに、小学校から中学校への円滑な移行に対応するための連携強化に努めます。

## ④放課後児童クラブの充実

小学校6年生までの受入れや夏休み等の長期休暇期間中の利用ニーズに対応するため、施設の増設や学校施設の有効活用を図りながら、児童クラブ施設の充実に努めます。

また、必要な支援員の確保及び質の向上に努めるとともに、持続的に放課後児童クラブを運営していくため、利用料の適正化を図ります。

## ⑤一体的な放課後子ども対策の検討

親の就業状況等に関係なく、すべての子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画の策定を検討していく中で、放課後子ども教室の設置を含めた放課後における子どもたちの居場所確保やその管理運営方法について検討します。

### 【主要事業】

- ◆大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画推進
- ◆放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
0～2歳児保育の定員数	167人	192人	192人
放課後児童健全育成事業利用児童定員数	180人	260人	260人

## (2) 地域の子育て支援体制の充実

### ①子育て支援・相談拠点機能の充実

北児童センターの子育て支援機能と2017(平成29)年度に北保育園内に開所する予定である子育て支援室を本町の子育て支援及び子育て相談の中核拠点として捉え、保育園や幼稚園、児童センターと連携し、子育て支援機能のさらなる充実を図ります。

### ②地域ぐるみの子育て文化づくり

地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、おおぐちっ子まつりをはじめとした各種行事や子育て講演会、子育て情報誌「ぎゅっと」の発行等を通じ、地域の人たちが子どもたちと関わりを持てる機会づくりに努めます。

また、すくすくサポート事業の会員拡大やドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業の連携強化、子育てサークルや子育てボランティアの育成と協働による子育て関連事業の実施など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

## 【主要事業】

- ◆子育て支援・相談拠点
- ◆すくすくサポート
- ◆ドアノッキング

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
子育て支援拠点の年間利用者数	2,600人	2,600人	2,600人
すくすくサポートの年間利用者数	48人	48人	48人

## (3) 子どもと親が健やかに育つ環境づくり

### ①子どもの権利や子育てに対する理解の啓発

子どもの権利や子育てに関する理解促進を図るため、子どもの権利に関するポスターやパンフレット等の啓発資料を配布するとともに、講演会や学習会等の開催に努めます。

## ②親と子どもの居場所づくり

町内3か所の児童センターで開催している「めだか広場」「コアラ広場」「ちびっこ広場」「なかよし」といった「広場事業」や北児童センターや中学校、保健センターを会場に開催している「親子ふれあい広場」、保育園の園庭開放などに加え、子育て中の親子が遊びを通し、交流しながら悩みを語り合う居場所づくりを子育て支援の中核拠点を中心に住民団体等との協働によって進めます。

## ③児童センター活動・施設の充実

子どもたちにとって身近な施設である児童センターを拠点に、子どもたちの心身の健康増進と豊かな情操を育てていきます。

また、遊びを通じた様々な体験機会や多世代交流等、地域の人と交流する機会を提供するとともに、子どもたちが気軽に安心して楽しく過ごすことのできる施設運営に努めます。

## ④子どもを育む活動やネットワーク形成の支援

子ども会活動やスポーツ少年団等をはじめ、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる活動を実施している団体や町内の子育て支援団体等の情報交換と連携機能を担う大口町子育て団体連絡協議会の活動支援に努めます。

## ⑤児童遊園等の利活用の促進

地域の児童遊園等を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、地域と連携し、管理や清掃等の環境整備に努めます。

### 【主要事業】

- ◆児童センター
- ◆親子ふれあい広場

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
児童センターの年間利用者数	34,021人	34,000人	34,000人

## (4) 地域・家庭の教育力の向上

### ①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発

大口町の教育を考える会を通じて2014(平成26)年度に策定した「大口町の教育に関する基本方針」及びそれを踏まえて乳幼児向けに作成した、「毎日家庭で行える子育て3か条」の普及啓発を図り、青少年の育ちにおける学校・家庭・地域の役割につい

ての共通認識の形成に努めます。

## ②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進 【青少年健全育成の再掲（3）②】

親が自信を持って子育てができるようにするため、子育て講演会の開催や家庭教育に関する学習機会を増やすとともに、地域住民と親子との交流機会を充実し、地域ぐるみによる子育て・親育ちを推進します。

## （5）要保護児童・家庭への支援

### ①児童虐待の未然防止・早期発見

児童相談センター、保健所、学校、保育園、幼稚園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。

また、引き続き、赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）とドアノッキング事業を継続しながら、虐待及びそのリスクを抱える家庭の早期発見に努めるとともに、児童相談センター等との連携による迅速かつ的確な対応を図ります。

### ②ひとり親世帯の支援充実

ひとり親世帯の生活の安定と経済的な自立を図るため、児童扶養手当や遺児手当等の支給、貸付制度や母子家庭等日常生活支援事業（家庭生活支援員を派遣して家事援助等）の各種支援制度の紹介等を継続していきます。

#### 【主要事業】

- ◆家庭児童相談
- ◆要保護児童対策
- ◆赤ちゃん訪問
- ◆ドアノッキング

## 関連する計画・条例

- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画（平成27年度～平成31年度）



## 1 学校教育

### 現状と課題

- ・社会構造の変化に伴い、子育て家庭の孤立や地域の子育て力の低下など、子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、学校・家庭・地域それぞれが役割を持ちながら互いの教育力を補完し合い、その教育力を高めていくことが求められています。
- ・「大口の子どもは大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域それぞれが連携し、児童生徒のより良い成長発達を保障する教育活動が必要です。
- ・学校教育では、教員の力が不可欠です。少人数指導やティームティーチング\*などの講師の配置や研修を通じ、教職員の指導力を向上させることで教育内容の充実を図るとともに講師の適正な配置によるきめ細やかな指導を通して、子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう取り組むことが必要です。
- ・いじめや不登校などの問題とともに、家庭の貧困による子どもの教育格差の問題が深刻化していることから、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、未然防止、早期発見・早期解決を図るなど、安心して教育を受けることができるよう支援を行うことが必要です。
- ・近年、発達障がいを含む障がいを持つ子どもやアレルギーを持つ子どもが増えてきていることから、それぞれの子どものに合わせた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
- ・情報化社会に対応できる能力を育成するために、タブレットの導入等情報教育環境の充実を図ることが求められます。
- ・学校給食では、給食センターの老朽化が進んでいることから、計画的に建て替えを行う必要があります。安定した施設運営を図るため、早急に給食センターのあり方を示すことが求められます。また、給食に地場産物を取り入れることで、地域の伝統的食文化の継承を図っていくといった食育の観点からも、学校給食の充実が求められます。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	
子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合	70.2%	72%	75%	

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
学校教育	(1) 教育内容の充実	①教育の質の向上	12111
		②特色ある教育の推進	12112
		③教員の指導力向上	12113
		④生徒指導等の充実	12114
		⑤国際理解教育の充実 【「多文化共生・交流」の再掲】	12115
	(2) 教育支援の充実	①きめ細かい支援体制の充実	12121
		②特別支援教育の充実	12122
		③円滑な就学の支援	12123
		④保護者の経済的負担の軽減	12124
	(3) 安全・快適な教育環境の充実	①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	12131
		②情報化に対応した施設・設備の充実	12132
	(4) 地域ぐるみによる学校教育の充実	①開かれた学校運営の促進	12141
		②家庭・地域との交流・連携活動の充実	12142
	(5) 学校給食の充実	①安心・安全でおいしい学校給食の提供	12151
		②学校における食育の充実	12152
		③施設・設備等の計画的な更新	12153

## 施策の内容

### (1) 教育内容の充実

#### ①教育の質の向上

児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせたきめ細やかな教育指導を充実するために、少人数授業やティームティーチングにおいて担任や講師の連携及び指導力の向上を図り、基礎学力の定着や発展的な学習の充実に努めます。

#### ②特色ある教育の推進

各小学校において、地域との連携を通じて、読書指導や音楽、環境教育など、地域

特性を生かした特色のある独自の教育・学校づくりを進めます。

また、中学校においては、自ら学ぶ姿勢や自治意識を高めるために、教科センターにおける教科ラウンジ\*の効果的な活用を進めるとともに、ブロック活動\*の一層の充実を図ります。

※教科ラウンジ…教科教室（社会・数学・英語・国語）毎に設けられたオープンスペース。調べ学習や資料展示、学習成果の発表の場として活用。

※ブロック活動…学年を超えたまとまりで校外活動、文化活動、日常活動を行うことにより、下級生が上級生に学び自主性を育むことを目的とした活動。

### ③教員の指導力向上

各学校において、各種研修への参加を通じて教職員の教育に対する指導力の向上を図ります。

また、本町が目指す教育の方向性を共有しつつ、一貫した教育指導を行えるように、小学校間や小学校と中学校の連携を図りながら研究課題を設定し、教員研修の充実に努めます。

### ④生徒指導等の充実

家庭・学校・地域、医療・福祉機関等が有機的に連携し、いじめ・不登校や問題行動等を未然に防止し、早期に発見し的確に対応していくため、スクールカウンセラーや心の教室相談員の配置などの教育相談の充実を図り、子どもや保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、適応指導教室においては、学校への復帰に向けて個々の児童生徒の状態に応じた継続的な支援に努めます。

### ⑤国際理解教育の充実

「多文化共生・交流」の再掲（04-3-1-（1）-②）

#### 【主要事業】

- ◆現職教育
- ◆適応指導教室

## （２）教育支援の充実

### ①きめ細かい支援体制の充実

特別な支援を要する児童生徒に対する支援のほか、学校運営の支援を幅広く行う学校支援員の適正な配置を進めます。

また、食物アレルギーをもった児童生徒への対応やフッ化物洗口の拡充、学校支援地域本部との連携による保健室サポーターなどの派遣により、一人ひとりの特徴に応じたきめ細かい支援体制を充実します。

### ②特別支援教育の充実

障がい児への特別支援教育を充実するために、学校支援員の適正な配置に加え、教職員全体のスキルアップ、さらには医療・福祉関係機関との連携強化、タブレット端末の導入などにより、より適切な指導に努めます。

### ③円滑な就学の支援

幼稚園・保育園から小学校、中学校への進学時の不安を軽減しスムーズに移行できるように、交流会等による相互の連携強化を進めるとともに、事前の授業見学や学校体験などの取組の継続・拡充を図ります。

### ④保護者の経済的負担の軽減

貧困の連鎖によって子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金の充実により、家庭の経済状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図り、継続的な学習環境の支援に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆社本育英
- ◆就学援助
- ◆私立高等学校等授業料補助

## (3) 安全・快適な教育環境の充実

### ①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化や緑化など、人や環境に配慮した学校施設の整備、適切な維持管理を計画的に進め、安全で快適な教育環境づくりに努めます。

また、登下校時の見守りボランティアなど地域の協力を得ながら校内外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、安全教育や通学路の安全対策を推進します。

### ②情報化に対応した施設・設備の充実

I C Tを活用した「分かりやすい授業」を実現させるために、情報教育環境の計画的な更新を行うとともに、タブレット端末の導入にあたっては、効果的な活用に向けた教員の指導力や児童生徒の情報活用能力の向上を一体的に推進します。

#### 【主要事業】

- ◆学校施設環境改善交付金
- ◆I C T設備整備

## (4) 地域ぐるみによる学校教育の充実

### ①開かれた学校運営の促進

地域に密着した学校運営を進めるために、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めるとともに、学校評議員制度の継続・充実を図ることで、学校と地域住民、

保護者の意志疎通や協力関係を構築し、地域住民に教育行政に関する情報発信を積極的に行います。

## ②家庭・地域との交流・連携活動の充実

「大口の子は大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域が有機的に連携を図りながら本町の教育の基本方針を共有するとともに、地域で学校を支える意識を高めるために、学校支援地域本部事業を通じた地域ボランティアによる学校運営のサポート活動などを促進します。

### 【主要事業】

- ◆学校支援地域本部

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
登下校ですれ違う子どもたちとのあいさつ運動の割合	42.8%	48%	55%

## (5) 学校給食の充実

### ①安心・安全でおいしい学校給食の提供

児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食物資の選定、学校現場や保護者等の意見を踏まえた献立や調理方法の見直し、食物アレルギー対策などを行い、給食内容の充実を図ります。

また、地場産物を給食に採り入れることにより、健康的な食生活の実現だけでなく、児童生徒の地場産物に対する理解と食文化の次世代への継承につながるように、地産地消の給食づくりを推進します。

### ②学校における食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事をとることができるように、栄養教諭\*による学校給食を活用した食に関する指導を充実します。

また、保護者への食に関する指導を行うなど、家庭、保護者と学校の連携による食育の推進に努めます。

### ③施設・設備等の計画的な更新

安全でおいしい給食を安定的に供給するため、施設全体の定期的な保守点検や清掃、機器の更新やオーバーホール等を適切に実施するなど、衛生管理の向上を図ります。

また、施設の老朽化による学校給食センターの建替えや、民間委託による安心・安全を考慮した施設運営のあり方などの検討を進め、学校給食の適切な運営管理を行います。

**【主要事業】**

- ◆給食センター運営
- ◆給食センター施設管理

**【目標指標】**

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2020年度(平成32年度)
地場産物を給食に採り入れた給食回数	65回	70回	75回

**関連する計画・条例**

- 大口町生涯学習基本構想
- 大口町の教育に関する基本方針
- 大口町いじめの防止等に関する条例

## 1 青少年健全育成・家庭教育

### 現状と課題

- ・次代を担う青少年が、自他共にかげがえのない存在であることを認識し、社会の一員として自ら進んで社会参加できるよう、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むことが重要です。
- ・しかし、少子高齢や核家族化による家族のあり方や地域間のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、地域全体で青少年を守り育てる力が低下しています。また、ICTの飛躍的な発展・普及は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。このような状況を踏まえ、家庭・学校・地域が連携し、青少年の公共心や情報モラルの定着・向上を図ることが課題となっています。
- ・青少年の非行など問題行動の低年齢化が懸念されています。低年齢から地域の一員として取り組める地域環境をつくるシステムなど、支援する体制を整備し、早期発見、早期対応する必要があります。
- ・体験を通じた学習は、青少年の健やかな心身の発達に欠かすことができません。そのため、NPO団体や成人の集い実行委員会などへの参加を通じた地域における同世代との触れ合いや社会との接点づくりの機会、連帯感や社会参加を促進する青少年活動などの機会の拡充が必要となります。
- ・青少年が活動する場として、地域ボランティア活動、学校支援活動など地域との交流が盛んに行われています。今後も地域との連携を密にしながら、青少年の健全育成を図ることが求められます。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
家庭教育指導など青少年の健全育成への満足度	63.6%	70%	70%

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
青少年健全育成・家庭教育	(1) 青少年の社会参加の促進	①青少年の社会活動への参加機会の充実	13111
		②中高生等の居場所づくりの推進	13112
		③青少年団体への支援	13113
	(2) 非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進		13120
	(3) 地域・家庭の教育力の向上	①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発と検証及び見直し	13131
		②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進	13132

## 施策の内容

### (1) 青少年の社会参加の促進

#### ①青少年の社会活動への参加機会の充実

青少年の豊かな人間性と自己肯定感を育むため、成人の集い実行委員会による「新成人の集い」の開催や「地域貢献事業」の実施、「やろ舞い大祭」など、青少年自らが自主的に企画・運営・参加する発表・交流の機会や、ボランティア活動を通じた社会活動への参加機会の充実に努めます。

また、NPO団体おやじの会やふれあいまつり実行委員会などが企画する「ダンス&ミュージックフェスティバル」やステージ発表など、青少年が参加できる機会の充実に努めます。

#### ②中高生等の居場所づくりの推進

日常的に青少年が気軽に集い、話し合い、主体的に活動できるように、中央公民館や健康文化センターなど既存の公共施設を活用したり、北児童センターにおけるバンド活動の練習場のような青少年の居場所づくりの拡充に努めます。

#### ③青少年団体への支援

青少年が、成長に合わせて自ら加入したい団体を選び自発的に活動できるよう、子ども会やスポーツ少年団、大口少年少女発明クラブ、青少年が含まれる団体、若者が参加するNPO団体など、青少年関連団体の組織・活動概要や団体加入方法等の紹介に努めます。

また、団体への助成制度や登録制度を充実し、既存団体の活動支援や新たな団体の育成支援に努めます。

### 【主要事業】



- ◆家庭教育推進
- ◆生涯学習活動推進

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
青少年のボランティア活動参加	7.6%	10%	13%

(2) 非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進

学校・地域・青少年問題協議会等の関係組織と連携して、青少年の犯罪や薬物乱用等の非行防止、インターネットトラブル等の犯罪に青少年が巻き込まれないようにするための啓発、街頭パトロール活動などにより健全な地域環境づくりを推進します。

また、いじめや不登校、非行、学業等に関する相談窓口や諸団体が開設している教育相談室等のPRに努めます。

【主要事業】

- ◆青少年非行防止啓発活動

(3) 地域・家庭の教育力の向上

①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発と検証及び見直し

大口町の教育を考える会が作成した「家庭での子育て10か条」の普及啓発を図りながら、2014(平成26)年度に策定した「大口町の教育に関する基本方針」を踏まえて、青少年の育ちにおける学校・家庭・地域の役割についての共通認識の形成に努めます。

また、社会環境の変化や施策・事業の実施状況を踏まえて、「大口町の教育に関する基本方針」の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進

親が自信を持って子育てができるようにするため、子育て講演会の開催や家庭教育に関する学習機会を増やすとともに、地域住民と親子との交流機会を充実し、地域ぐるみによる子育て・親育ちを推進します。

【主要事業】

- ◆家庭教育推進

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
学校と地域や家庭との連携の満足度	62.4%	65%	68%

関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想(平成26年度改訂版)

■大口町の教育の基本方針

■大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

## 1 母子の健康づくり

### 現状と課題

- ・母子の健康づくりは、疾病予防をはじめ、妊娠、出産、育児等に関する正しい知識の普及、健康診査や保健指導を行うもので、人の生涯を通じた健康づくりの出発点・基礎として重要です。
- ・年間の出生率は、2008（平成20）年までは増加傾向にありましたが、近年は減少傾向に転じており、2008（平成20）年は、国・県を上回る11.5%と高い割合だったものの、2013（平成25）年は県平均9.2%を下回る8.8%となっています。
- ・現在、子どもを生み育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦が増加傾向にあると言われています。しかし、不妊治療は経済的な負担が大きいことから、その負担軽減が求められています。
- ・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児のこころや身体健康確保を図る上で非常に重要であることから、本町では、妊婦健康診査の検査項目の拡充や健康診査の公費負担の拡大を図り、受診しやすい環境づくりを行ってきました。
- ・また、乳幼児健康診査は、乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に重要な役割を担っています。本町では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児等に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後も関係機関と連携したフォロー体制のさらなる充実が求められています。
- ・晩産化、少子化、核家族化、近隣関係の希薄化などにより、身近に妊娠・出産・子育てについて相談できる人がおらず、不安や悩みを抱えたり、孤立化する母親が増加しています。また、情報化の進展に伴い様々な媒体から子育て情報が氾濫し、かえって育児不安を加速させている面もみられ、育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
安心して子どもを産み育てられる町としての魅力の満足度	65.9%	70%	75%

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
母子の健康づくり	(1) 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援	①妊娠・子育てに関する正しい知識の普及・啓発	21111
		②妊娠を望む夫婦に対する支援	21112
		③妊娠・出産後初期からの健康管理の支援	21113
		④妊娠期からの仲間づくりへの支援	21114
		⑤産後サポートの実施検討	21115
	(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進	①乳幼児健診と事後相談の充実	21121
		②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発	21122
		③親への健康教育の推進	21123

## 施策の内容

### (1) 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援

#### ①妊娠・子育てに関する正しい知識の普及・啓発

若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、学校におけるいのちの学習や乳幼児との交流・育児体験授業の機会、成人式など、多様な機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割や子育ての楽しさなどについて普及・啓発に努めます。

#### ②妊娠を望む夫婦に対する支援

子どもを生き育てたいという希望を持ちながらも子どもに恵まれない夫婦に対して、人工授精に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

#### ③妊娠・出産後初期からの健康管理の支援

妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産ができるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用・妊婦歯科健診の助成及び健診の受診促進、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。

また、育児不安の高まる産後1か月間の健診や早期に相談や家庭訪問ができるよう支援の充実を図ります。

#### ④妊娠期からの仲間づくりへの支援

妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止を図るため、母子健康手帳交付説明会やフレッシュママの会等の機会を通じて妊産婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、引き続き、妊娠期からの仲間づくりを支援します。

## ⑤産後サポートの実施検討

晩婚化・晩産化等を背景とした里帰り出産を選択しない妊産婦の増加や産褥期間の長期化、核家族化の進行など、出産や産後をめぐる社会状況が変化する中で、安心な産後・産褥期の生活を過ごすことができるようにするため、産後サポートのあり方や体制づくり等について検討します。

### 【主要事業】

- ◆妊産婦健康診査
- ◆一般不妊治療費助成
- ◆家庭訪問

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
低出生体重児*の割合	6.0%(H25)	減少	減少
乳児家庭全戸訪問数の割合	235件 (94.8%)	97%	99%

## (2) 乳幼児期からの健康の保持・増進

### ①乳幼児健診と事後相談の充実

乳幼児の疾病の早期発見・早期治療やむし歯予防を図るため、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めます。そのため、関係機関と連携し、乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況把握を図ります。

また、子どもの発達や育児に支援が必要な家庭において、子どもの発達支援と親の育児不安や負担感の軽減ができるよう、電話や家庭訪問等による家庭状況の把握や個別相談を行うなど継続的な支援に努めます。

### ②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発

子どもが健やかで安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防と予防接種に関する情報提供を行います。また、健診の機会を通じて乳幼児の死亡原因の上位に位置づけられる不慮の事故防止と事故発生時の適切な対応に関する正しい情報の普及・啓発に努めます。

### ③親への健康教育の推進

妊娠届出時から小学校就学までの様々な母子保健事業の機会や子育てサークルなど親子が集まる機会を通じて、乳幼児の健やかな成長発達やよい生活習慣獲得のための親への健康教育を推進します。

また、学校や保育園等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援します。

さらに、親自身の健康づくりを進めるため、がん検診や歯周病予防健診等の受診勧奨や生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。

**【主要事業】**

- ◆乳幼児健康診査
- ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布

**【目標指標】**

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
乳幼児健康診査の未受診率	4か月児 : 0.8% 1歳6か月児 : 0.0% 3歳児 : 1.9%	4か月児 : 0.0% 1歳6か月児 : 0.0% 3歳児 : 1.0%	4か月児 : 0.0% 1歳6か月児 : 0.0% 3歳児 : 1.0%
むし歯のない3歳児の割合	91.3%	95.0%	97.0%
子育てについて相談できる人がいる母親の割合	4か月児 : 99.2% 1歳6か月児 : 97.7% 3歳児 : 98.6%	4か月児 : 100% 1歳6か月児 : 100% 3歳児 : 100%	4か月児 : 100% 1歳6か月児 : 100% 3歳児 : 100%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	4か月児 : 88.5% 1歳6か月児 : 81.5% 3歳児 : 75.8%	4か月児 : 90% 1歳6か月児 : 83% 3歳児 : 78%	4か月児 : 92% 1歳6か月児 : 85% 3歳児 : 80%

**関連する計画・条例**

- 健康おおぐち21 第二次計画（平成26年度～平成35年度）
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画（平成27年度～平成31年度）
- 健やか親子21（第2次）（平成27年度～平成36年度）

## 2 成人の健康づくり

### 現状と課題

- ・2014（平成26）年9月現在、国の調査では、平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳、健康寿命\*は男性71.19歳、女性74.21歳でした。また、2014（平成26）年10月現在、本町の65歳以上人口が、総人口に占める割合は21.4%となっており、今後ますます高齢化が進むことが予測されます。このように平均寿命が延びている一方で、健康でない状態で老後を過ごしている人もいます。
- ・毎年、がんや心疾患、脳血管疾患は、死因の上位を占めています。中でもがんは、死因の第1位であり、生涯のうち2人に1人はがんにかかると言われており、医療費においてもがんは、歯科疾患や循環器、内分泌・栄養及び代謝疾患とともに上位を占めています。このため、疾病の発症予防のための生活習慣についての関心を高めるとともに、健康診査による疾病の早期発見・早期治療につなげることが大切です。
- ・このような状況に対し、成人の健康づくりの推進を図るため、若い人への健康診査の機会を設けたり、節目年齢の人に無料クーポン券を配布したりする等、がん検診をはじめとした、各種健診を受診しやすい体制の整備に努めています。その一方で、健康診査結果を生活習慣改善行動に生かすための健康相談や健康教育、運動プログラムを作成するなどの保健指導を一層充実していくことが課題となっています。
- ・生涯を通じて豊かな食生活を過ごすためには、高齢になっても口腔機能や歯の健康を保つことが大切です。そのため、歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるために、歯周病予防健診を無料で受診できるようにするなど、「80歳で20本の歯を残すこと」を目指した取組を進めてきました。
- ・本町では、2014（平成26）年3月に健康づくりの行動指針となる「健康おおぐち 21 第二次計画」を策定し、町民一人ひとりが健康を増進し、疾病を予防するための健康づくり事業を推進しています。町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、豊かな人生を送るために主体的な健康づくりへの取組を支援するとともに、健康づくりの環境を整えていくことが重要です。
- ・今後、高齢者を含めた成人の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携を強化し、健康推進員などの住民団体や地域自治組織などと協力し、身近な地域での健康づくりや介護予防に対する支援を進めていく必要があります。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2012年度(平成24年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
「健康である」「まあまあ健康である」と感じている人の割合	82.2%	85%	88%

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
成人の健康づくり	(1) 生活習慣病等予防対策の推進	①健康づくりに関する知識や情報の普及	21211
		②各種健康診査事業の充実	21212
		③生活習慣の改善支援の充実	21213
	(2) 健康づくりのための環境づくり	①健康づくり推進のための体制づくり	21221
		②地域における健康づくり活動の推進	21222
	(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援		21230
	(4) こころの健康づくりの推進	①こころの健康づくり知識の普及・啓発	21241
		②こころの相談窓口に関する情報提供	21242

## 施策の内容

### (1) 生活習慣病等予防対策の推進

#### ①健康づくりに関する知識や情報の普及

住民の健康に対する意識を高めるため、広報紙やホームページ、健康教室などの多様な機会を通じて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報について、その内容の充実を図りながら普及啓発を強化します。特に、20～40歳代の若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性について周知に努めます。

#### ②各種健康診査事業の充実

健康診査をはじめとしたがん検診や歯周病予防健診の各種健康診査事業を広く住民に周知し、受診勧奨を進めるとともに、無料クーポン券を発送するなど、受診しやすい環境づくりに努めます。

また、健康診査受診後の結果説明までを「健康診査」と捉え、委託医療機関への働きかけや「結果説明会」の開催など、充実した体制づくりに努めます。

#### ③生活習慣の改善支援の充実

生活習慣病やその予備群の人が重症化及び増加しないよう、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組めるようにするため、健康診査事後説明会や個別相談・個別健康教育等の充実と保健指導の利用者の拡大に努めるとともに、スポーツ関連施設と連携して運動プログラムを作成するなど、継続した支援につながるよう努めます。

また、疾病の重症化の予防を図るため、特定健康診査や特定保健指導の対象外とな



っている人に対しても健診結果が生活習慣改善へと結びつくよう、保健指導から健康教室等へつなげていきます。

### 【主要事業】

- ◆がん検診
- ◆歯周病予防検診
- ◆わかば健診
- ◆特定健康診査
- ◆特定保健指導
- ◆健康教室開催
- ◆健康マイレージ

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2014年度(平成26年度)		2020年度(平成32年度)	
各種がん検診受診者数	胃がん	905人	胃がん	900人
	肺がん	1,425人	肺がん	1,500人
	大腸がん	1,257人	大腸がん	1,300人
	子宮頸がん	661人	子宮頸がん	800人
	乳がん	637人	乳がん	800人
	前立腺がん	172人	前立腺がん	200人
	胃がん		胃がん	1,000人
		肺がん	1,500人	
		大腸がん	1,300人	
		子宮頸がん	900人	
		乳がん	900人	
		前立腺がん	220人	
歯周病予防健診の受診者数	203人		250人	
特定健康診査の受診率	47.3%		60%以上	
特定保健指導実施率	65%		60%以上	

## (2) 健康づくりのための環境づくり

### ①健康づくり推進のための体制づくり

「健康おおぐち21」の3つの基本目標（生活習慣の見直し、生活習慣病の発症予防と重症化予防、元気を支えるまちづくり）を地域住民や健康推進員、健康づくり団体、医療関係者等と共有の上、地域社会全体で町民の健康を守っていく機運の醸成と連携・推進体制の強化に努めます。

### ②地域における健康づくり活動の推進

住民の健康づくりや健康的な食生活への取組を推進するため、健康推進員や元気づくりサポーター、健康づくり活動団体とともに、体力測定やポールウォーキングなどの健康づくり活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動やそれを自主的に実施するグループやサポーターを育成し、その活動を支援します。

また、老人クラブや民生委員・児童委員や地域自治組織等との連携を図り、各地域

の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり活動を推進します。

**【主要事業】**

- ◆健康おおぐち 21 第二次計画推進
- ◆健康推進員活動
- ◆大口 2 万人体力測定
- ◆ポールウォーキング

**【目標指標】**

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2012年度(平成24年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域活動へ「参加している」人の割合	37.9%	40%	45%

**(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援**

介護されることが必要となる状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発に努めるとともに、参加したくなるような企画や運動プログラムの開発など参加しやすい環境づくりに努めつつ、介護予防教室や口腔機能向上教室等を実施します。

また、住民主体による介護予防の推進を図り、体操を通じて高齢者を支え合う地域づくり、生きがいくりに努めます。

さらに、認知症に対する理解促進と認知症予防のための事業展開に努めます。

**【主要事業】**

- ◆お口の健口教室
- ◆高齢者公の施設利用助成
- ◆住民主体の通いの場の普及

**【目標指標】**

\* 高齢者福祉・介護保険の「高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援の目標指標と同じ

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
(65歳以上の)トレーニングセンター利用者数	220人	270人	350人
(65歳以上の)温水プール利用者数	140人	180人	250人
住民主体の通いの場への参加	50人	250人	500人

**(4) こころの健康づくりの推進**

**①こころの健康づくり知識の普及・啓発**

子どもはもちろん、大人にとっても生活リズムを整えることが心と体の健康を保つための基礎となることから、「早起き、早寝、朝ごはん！」をキャッチフレーズに意識

啓発に努めます。

また、こころの健康を保つことができるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性、こころの病気についての正しい知識の普及に努めます。

## ②こころの相談窓口に関する情報提供

過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、広報紙やホームページなど多様な媒体・機会を通じて、本町が実施している相談窓口のみならず、小中学校や県が実施している相談窓口の情報提供に努めます。

### 【主要事業】

- ◆なんでも健康相談

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2012年度(平成24年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
目が覚めた時に疲労感が残る人(週3日以上)の割合	46.0%	43%	40%

## 関連する計画・条例

- 健康おおぐち 21 第二次計画（平成 26 年度～平成 35 年度）
- 第 6 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

### 3 医療・感染症予防

#### 現状と課題

- ・住民が健康で安心して暮らしていく上で、医療サービスの充実や適切な医療の確保は不可欠です。町内には、2015（平成27）年4月現在21か所の医療施設（病院1、内科診療所9、歯科診療所11）が整い、診療科目も充実してきました。
- ・救急医療体制として、休日診療当直医のほか、近隣市町の3病院を第2次救急医療機関\*に指定し、休日・夜間救急医療体制の充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・今後も、町民がより健康に安心して暮らせるようにするため、広域での医療体制の確保と医療情報の十分な提供が必要です。
- ・予防接種は、感染症予防としてその流行を防ぎ、社会全体、個人の健康を維持・管理していく上で重要な役割を担っています。
- ・本町では、予防接種法に基づき各種予防接種を実施しており、集団接種のほか、医療機関で個別接種ができるようにするなど接種体制の充実を図ってきました。今後も、予防接種に関する正しい情報の提供と知識の普及、予防接種が受けやすい体制づくりを進めるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種への対応などの検討が課題となっています。
- ・新型インフルエンザ等の感染症への対応については、平常時からの体制整備や情報収集、感染防止策の周知をしています。緊急時に迅速な対応をとることができるよう、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、町民の安全確保を図ることが重要です。

※第2次救急医療機関：第1次救急医療機関の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者に対応する医療機関。

#### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
かかりつけ医をもっている町民の割合	64.4%	68%	72%

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
医療・感染症 予防	(1) 医療体制の充実	①わかりやすい医療情報の提供	21311
		②休日・夜間救急医療体制の充実	21312
		③災害時に備えた保健予防の充実	21313
	(2) 感染症予防の推進	①感染症予防の啓発	21321
		②予防接種の充実	21322

## 施策の内容

### (1) 医療体制の充実

#### ①わかりやすい医療情報の提供

かかりつけ医等がいることで、日常的な健康管理に役立つ病歴等の医療情報が集約され、疾病予防や病気の早期発見・早期治療や重複受診による医薬品の過剰摂取の防止などにつながることから、かかりつけ医等の普及啓発に努めます。

また、各種健診時や広報紙、ホームページ、子育て情報誌等を利用して、町内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来、休日診療当直医や救急医療情報センターといった休日・夜間診療についての情報をわかりやすく提供するように努めます。

#### ②休日・夜間救急医療体制の充実

安心して救急医療を受けられるように、町内や近隣市町の医療機関、近隣市町と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。

#### ③災害時に備えた保健予防の充実

災害発生時における感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理に迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆休日診療当直医

### (2) 感染症予防の推進

#### ①感染症予防の啓発

病原性の高い新興感染症\*に対して、町民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めるとともに、保健所等の関係機関と連携して、新興感染症の発生事態に迅速に対応するための大口町新型インフルエンザ等対策行動計画を基に業務継続計画を策定するなど、緊急時の体制づくりを進め

ます。

また、結核や風疹などの再興感染症\*やエイズ、食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙やホームページで正しい知識の普及を図ります。

## ②予防接種の充実

予防接種に対する意識向上と接種率の向上を図るため、予防接種の効果や副反応等のリスクの理解促進のため、知識の普及や予防接種方法に関する情報提供に努めます。

また、予防接種の広域化など接種しやすい環境を整えるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなどその充実に努めます。

### 【主要事業】

#### ◆予防接種

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
予防接種の接種率			
麻しん・風しん混合(MR)	95.0%	96%	98%
BCG	99.0%	100%	100%
水痘	58.0%	85%	90%
二種混合(ジフテリア・破傷風)	90.0%	92%	93%
日本脳炎2期	49.0%	85%	90%

## 関連する計画・条例

- 健康おおぐち21 第二次計画(平成26年度～35年度)
- 大口町地域防災計画(平成27年3月改訂)
- 大口町新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年3月策定)

## 第2章：健康で安心な暮らし

### 第2節：福祉

# 1 高齢者福祉・介護保険

## 現状と課題

- ・本町の2015（平成27）年10月現在の65歳以上人口は5,109人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は21.9%となっており、町民の5人に1人以上が高齢者となっています。高齢者のいる世帯の構造も変化してきており、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の割合が近年大幅に増加しています。また、認知症の高齢者も増加しています。
- ・こうした背景の下、国は、認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」を2015（平成27）年1月に公表しました。この戦略は、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進をはじめ、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進等の指針が示されています。
- ・本町においても、認知症サポーター養成講座や認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練に取り組むなど、認知症に対する正しい理解を啓発しています。
- ・高齢化の進展、世帯状況の変化等は、生活の様々な分野に影響を与え、家族や地域のあり方を含めた社会経済全体を変えることとなります。特に、増加し続ける要支援・要介護認定者への対策は最も重要な課題であり、すべての住民にとって大きな不安要素となっています。
- ・2000（平成12）年から始まった介護保険制度は、サービスの受給者数や利用量が増加し、社会にとって必要不可欠な制度となりました。その一方で、介護保険にかかる費用は増大しており、保険料の大幅な増加が見込まれる等の課題があります。
- ・こうした状況の中、国は介護保険について、地域包括ケアシステムのもと、各種取組を進めていくべきとしています。地域包括ケアシステムとは、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において生活が続けられるよう、介護、医療、介護予防・生活支援、住まいを一体化して提供していくという考え方で、介護保険法のサービス提供理念を具体化するための仕組みと言えます。
- ・このことから、高齢者の介護予防や生きがいづくりに取り組むとともに、高齢者を地域で見守り、支え合い、医療・介護・福祉等の多様な職種の連携による、持続可能で最適な高齢者福祉サービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築が必要になっています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
生活支援・介護サービスなど的高齢者福祉の満足度	56.6%	58.5%	60.0%

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
高齢者福祉・ 介護保険	(1) 健康・生きがいつく りの推進	① 高齢者・中高年の介護予防・健康づく り支援【「成人の健康づくり」の再掲】	22111
		② 高齢者の生きがいつくりの支援	22112
		③ 老人クラブなど団体の育成・支援	22113
		④ 高齢者の就労機会の充実	22114
	(2) 高齢者が安心して 生活できる環境づ くり	① 高齢者の地域における居場所づくりと 交流促進	22121
		② 認知症高齢者に対する理解促進	22122
		③ 高齢者の虐待防止と権利擁護	22123
		④ 高齢者の生活支援サービスの充実	22124
	(3) 高齢者を支える体 制の充実	① 地域包括ケアシステムの構築	22131
		② 地域における見守り・支援体制づくり	22132
	(4) 介護保険事業の充 実	① 介護保険サービスの基盤確保	22141
		② 介護保険財政の健全な運営	22142
		③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実	22143
		④ 介護サービス事業所の質の向上	22144

## 施策の内容

### (1) 健康・生きがいつくりの推進

#### ① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援

##### 「02-1-2 成人の健康づくり」の再掲

#### ② 高齢者の生きがいつくりの支援

高齢者の生きがいつくりや仲間づくりを支援するため、高齢者教室をはじめとした生涯学習の充実を図るとともに、ポールウォーキングやグラウンドゴルフ等、軽スポーツの普及促進を図ります。

また、高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点施設である老人福祉センター（憩いの四季）や温水プール、トレーニングセンター等の関係機関と連携して施設利用の



促進を図ります。

### ③老人クラブなど団体の育成・支援

高齢者の地域社会への貢献活動や文化的な活動、健康づくり等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの加入促進や老人クラブ活動の支援を行うなど、組織の活性化を図ります。

また、協働による地域活動を主体的に展開していく高齢者ボランティアグループの育成・支援に努めます。

### ④高齢者の就労機会の充実

高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、生きがい事業や仕事の開発を含め、NPO法人憩いの四季やコミュニティ・ワークセンターの運営を支援します。

また、就労を希望する高齢者に就労機会を提供するため、ハローワーク等の関係機関との連携強化に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆大口町コミュニティ・ワークセンター補助
- ◆老人クラブ補助

## (2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

### ①高齢者の地域における居場所づくりと交流促進

高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、社会福祉協議会を通じて、町内各地における「ふれあい・いきいきサロン」の開設支援と活動内容の充実を図ります。

また、高齢者に対する敬愛意識の向上を図るため、各地区で開催している敬老会を支援するとともに、町内保育園や児童センター、介護保険関連施設等で実施している多世代交流の場の充実に努めます。

### ②認知症高齢者に対する理解促進

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法についての理解促進を図るため、引き続き認知症サポーター養成講座や認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練を開催するとともに、新たに認知症ケアパス\*の作成・普及や認知症カフェの開催を進めます。

また、認知症に対する子どもの理解を深めるため、小中学校における認知症サポーター養成講座の開催に努めます。

さらに、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置を進め、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

### ③高齢者の虐待防止と権利擁護

高齢者への虐待を防止するため、虐待防止のための啓発を行うとともに、地域包括

支援センターが窓口となり、ケアマネジャーなどの関係者や関係機関と連携しながら、高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めます。

また、判断能力に不安がある高齢者や認知症高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発と利用促進に努めます。

#### ④高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して自立した日常生活を送ることができるよう、緊急通報システムの設置や配食サービス、外出支援サービス、生きがい活動支援通所サービス等の高齢者の生活支援サービスを継続的に実施するとともに、ニーズの変化や制度変更等に柔軟に対応しながらサービス内容の充実に努めます。

##### 【主要事業】

- ◆緊急通報体制等整備
- ◆外出支援サービス
- ◆生きがい活動支援通所
- ◆認知症サポーター養成講座
- ◆認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練の実施

##### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
認知症サポーター養成累積数	1,397人	1,700人	2,000人

### (3) 高齢者を支える体制の充実

#### ①地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力し、高齢者一人ひとりの身体状況や生活状況等に応じた、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。

このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会の体制強化や地域ケア会議の充実を図るとともに、尾北医師会等の関係機関と協力して、医療・介護連携の推進や訪問診療等の在宅医療ケアの促進に努めます。

#### ②地域における見守り・支援体制づくり

高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。

このため、「高齢者見守り連絡会」の開催を通じて、地域住民や社会福祉協議会とともに、高齢者の見守り体制に関する検討や活動の実践を進め、町内外の事業所（新聞販売店、飲料販売店、金融機関、集配業者等）との協定による、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の安否確認、認知症徘徊高齢者の行方不明時の捜索体制の強化に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆医療・介護連携推進
- ◆高齢者見守り推進

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
高齢者の見守りに関する協定書の事業所数	25事業所	30事業所	35事業所

### (4) 介護保険事業の充実

#### ①介護保険サービスの基盤確保

高齢者が住み慣れた自宅や地域で必要な時に必要な介護サービスが受けられるようにするため、訪問介護や通所介護等の介護サービスの充実を図ります。

また、福祉関連事業者やボランティア等と協力しながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進するとともに、国の制度変更について柔軟に対応し、サービスの実施に努めます。

#### ②介護保険財政の健全な運営

介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者サービス調整会議による計画の進行管理を進めます。

また、ケアプランの点検や医療情報との突合等を行う介護給付適正化事業を実施します。

### ③介護保険制度の周知と相談体制の充実

高齢者やその家族が介護保険制度を理解し、必要なサービスを適切に利用することができるよう、パンフレット等を活用してわかりやすく周知するとともに、地域包括支援センターや町の窓口における相談支援の充実に努めます。

### ④介護サービス事業所の質の向上

介護相談員を町内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設等へ派遣し、利用者や家族の相談を受け、疑問や不満・不安の解消とサービス事業者の質の向上を図る介護相談員派遣事業を実施します。

#### 【主要事業】

- ◆介護予防・日常生活総合支援
- ◆介護給付適正化

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
ケアプランチェック実施事業所数	全事業所 (7事業所)	全事業所	全事業所

## 関連する計画・条例

- 第6期大口町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）
- 大口町介護保険条例
- 健康おおぐち21 第二次計画（平成26年度～平成35年度）

## 2 障がい者(児)福祉

### 現状と課題

- ・障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が掲げられています。
- ・障がいの種類、程度、そして個性も違う障がい者が、地域という同じ環境の中でその一員として暮らしています。障がい者それぞれの潜在的な能力を引き出し伸ばすことが、生活の質を高めるために重要であり、「やりたい」「できた」「楽しい」といったその人の気持ちを大切に、まず、活動し参加するという視点でのまちづくりが求められています。
- ・こうした考え方の実現を目指し、本町では、2008（平成20）年度に「ともに生き、ともに支え合い自立をめざすまちづくり」を基本理念とした「第3期大口町障がい者ほほえみ計画」を策定し、各種障がい者施策を推進してきました。
- ・また同時に、2013（平成25）年4月に施行された障害者総合支援法及びその前身である障害者自立支援に基づく「障害福祉計画」を3年ごとに策定し、第3期計画と一体となって障害福祉サービス等の充実を図ってきました。
- ・そして、2014（平成26）年度に両計画を見直し、現在は、「第4期大口町障がい者ほほえみ計画」に基づき、各種障がい者施策を推進しています。
- ・高齢化や医療の発展等を背景に、本町における障がい者は、数と率の双方とも増加傾向にあります。
- ・ところが、そもそも本町は人口規模が小さく、障がい者の絶対数が、都市部の自治体と比べると少ないこともあり、町内における専門機関や福祉関連事業者等の社会資源は、決して豊富とは言えない状況にあります。
- ・このため、少ない社会資源をいかに有効活用するか、また町外の障がい福祉サービス事業所との連携をいかに密にするかということが非常に重要であり、地域包括支援センターに委託している相談支援事業を中心とした連携体制の構築を強化していく必要があります。
- ・また、2016（平成28）年度に障害者差別解消法が施行されることから、障がい者の権利の保障や差別の解消に対する社会的な理解を深めていくことが課題になっています。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	
「合理的配慮」*に対する職員の認知度	障がい福祉関係職員のみ	90.0%	100.0%	

※「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要と

されるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者の権利に関する条約第二条)

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
障がい者（児） 福祉	(1) 障がい者への地域生活支援	①相談支援体制の充実	22211
		②福祉サービスの充実と関係者の連携	22212
		③障がい者の権利擁護・虐待防止	22213
	(2) 障がい者の社会参加促進	①就労・雇用機会の拡大	22221
		②スポーツ・文化活動等を通じた社会参加促進	22222
		③人にやさしい移動環境の形成	22223
	(3) 障がい者に対する理解促進	①障がいを理由とする差別の解消の推進	22231
		②地域での障がい者に対する理解促進	22232
	(4) 障がい児支援の充実	①子どもの障がいの早期発見と早期対応	22241
		②継ぎ目のない相談支援体制の確立（子どものライフステージ・ギャップゼロ作戦）	22242

## 施策の内容

### (1) 障がい者への地域生活支援

#### ①相談支援体制の充実

身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対し必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援等に的確に対応できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実に努めます。

また、個別のケース会議等を通じて関係機関との情報共有と連携を強化し、専門的かつ適切な相談支援を実施します。

#### ②福祉サービスの充実と関係者の連携

障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、「大口町障がい者ほほえみ計画」や「大口町障害福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、地域包括支援センター主催の「事業所連絡会」を通じて、町内の障がい福祉サービス事業所との情報共有・連携を深めます。

### ③障がい者の権利擁護・虐待防止

障がい者の権利や財産を守るため、地域包括支援センターを中心にしながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。

また、障がい者への虐待を防止するため、庁内に設置している障がい者虐待防止センターが中心になって、家族のストレス緩和のためのケアや県等の関係機関と連携した事業者への指導・監視を図るとともに、虐待が発生した場合は迅速かつ適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図ります。

#### 【主要事業】

- ◆相談事業
- ◆地域生活支援事業
- ◆自立支援給付事業
- ◆地域生活支援事業

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
事業所連絡会開催回数	3回/年	4回/年	4回/年

## (2) 障がい者の社会参加促進

### ①就労・雇用機会の拡大

ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。

また、障がい者の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町職員の障がい者雇用率が法定雇用率を維持できるよう計画的な採用を行うとともに、町内の障がい福祉事業者や施設、障がい者団体への業務等の委託に努めます。

### ②スポーツ・文化活動等を通じた社会参加促進

障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、いきいきカード\*の見直しも視野に入れながら、トレーニングセンター及び温水プールの利用促進を図るとともに、社会福祉協議会による障がい者スポーツ大会等、社会参加事業の企画・運営を支援します。

また、社会福祉協議会を通じて、障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動やピアカウンセリング\*等の当事者同士やその家族同士による活動への支援に努めます。

### ③人にやさしい移動環境の形成

障がい者が気軽に外出して生活行動範囲が拡大できるよう、引き続き歩行空間・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めるとともに、コミュニティバス車輛のバリアフリー化を順次進めます。

また、タクシー料金助成の継続的な実施やリフト付き車輛による送迎などの外出支援サービスにかかる民間事業者の参入促進に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆社会福祉協議会補助事業
- ◆外出支援サービス事業
- ◆高齢者及び障がい者公の施設使用料等助成金交付事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域包括支援センターにおける就労に関する相談件数	55件	70件	85件

(3) 障がい者に対する理解促進

①障がいを理由とする差別の解消の推進

2016（平成28）年度に障害者差別解消法が施行されるのに合わせて、障がいを理由とする差別や合理的配慮などについて、広報紙、ホームページ等で周知を図ります。

また、障がいを理由とする差別や合理的配慮などに関する知識の習得と理解を深めるため、職員向けの研修や情報提供を推進します。

②地域での障がい者に対する理解促進

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、社会福祉施設でのイベントや障がい福祉セミナーなどの開催を通じて、地域住民の障がい者に対する理解を促進します。

【主要事業】

- ◆障がい福祉セミナー

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
障がい福祉セミナー参加者	16人	30人	40人

(4) 障がい児支援の充実

①子どもの障がいの早期発見と早期対応

乳幼児健康診査などを通して、乳幼児の障がいの早期発見に努めます。

また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、たんぽぽ教室・たんぽぽ広場、母子通園ぱんだ教室、NPO団体との協働事業として実施しているあそびの学校などの療育体制の充実を図ります。

②継ぎ目のない相談支援体制の確立（子どものライフステージ・ギャップゼロ作戦）

障がいのある子どもと親が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じた適切な支援を継続して受けられるようにするため、地域包括支援センターが中心になって障害福祉サービス事業者や保健センター、医療機関、保育園、学校などと連携して、個々の障がい者（障がい児・発達障がい児）の情報共有を行い、必要な個別支援に適宜つなげていくシステムの強化を図ります。



**【主要事業】**

- ◆相談事業
- ◆地域生活支援事業

**【目標指標】**

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域包括支援センターにおける関係機関との連携件数	127件	140件	160件

**関連する計画・条例**

- 第4期大口町障がい者ほほえみ計画（平成27年度から32年度）
- 第4期大口町障害福祉計画（平成27年度から29年度）

### 3 地域福祉

#### 現状と課題

- ・私たちが住む地域には、男性も女性も、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、様々な人たちがともに生活していますが、個人の価値観の多様化や過度なプライベート意識への変化などを背景に、地域の人々の関わりやつながりが希薄化しているといわれるようになってきました。
- ・その一方で、高齢化や小世帯化等の進行に伴って、地域の支えが必要な人が増える傾向にある中、かつてあったような地域住民による支え合い・助け合いの仕組みが重要性を増しています。
- ・このため、地域に住む多様な人の誰もがいきいきとした生活を送れるようになることを目指し、地域住民それぞれが自立することを基本としながらも、共助の精神を大切に、行政や事業者が提供するサービスと、地域住民が行う見守り・助け合いなどの地域活動やボランティア活動とを共に組み合わせ、一体的に地域福祉を進めていくことが必要になってきました。
- ・本町では、従来から、民生委員・児童委員を中心とした地域の方や社会福祉協議会の協力を得ながら、ドアノッキング事業や、ふれあいサロン活動等、乳児から高齢者まで幅広い対象者を地域で見守る活動や居場所づくりを進めるなど、地域福祉の増進に努めてきました。
- ・今後とも、民生委員・児童委員によるドアノッキング事業を継続的・発展的に進めていくためには、3年毎の民生委員・児童委員の一斉改選時に新民生委員・児童委員に「子育て家庭の身近な相談相手となり課題を抱える親子を発見する」という趣旨を理解してもらう機会を設ける必要があります。同様に、乳幼児のみならず高齢者を含めた地域での見守りを行ってもらうための各種事業のスムーズな引継ぎが必要となります。
- ・このため、研修を行うだけでなく行政としても積極的に情報交換を行っていく必要があります。

#### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
住民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している住民の割合	55.3%	56.0%	57.0%
高齢者や障がいのある人、ベビーカーを使っている人などを手助けしたことがある、手助けできると思うと回答した住民の割合	74.1%	75%	76%

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
地域福祉	(1) 地域福祉推進のための方針等の検討		22310
	(2) 町民の福祉意識の醸成	①地域福祉意識の醸成	22321
		②福祉教育の充実	22322
	(3) 地域の福祉力の向上	①社会福祉協議会の機能強化	22331
		②地域福祉の担い手の発掘・育成	22332
		③地域福祉を担う団体への支援	22333
		④小地域福祉活動の促進と体制づくり	22334
	(4) 安心して地域で生活できる環境づくり	①地域における見守り・支援体制づくり	22341
		②避難行動要支援者の支援体制づくり	22342
		③高齢者や障がい者等の虐待防止や権利擁護の推進	22343
	(5) 地域福祉活動拠点施設の充実	①集会場等地区施設の有効活用の促進	22351
		②民間施設の有効活用の検討	22352

## 施策の内容

### (1) 地域福祉推進のための方針等の検討

現在、社会福祉協議会が中心になって取り組んでいる地域福祉を、行政と事業者、地域住民やボランティア団体が一体となり、より一層連携して総合的に推進していくための方針について検討します。

#### 【主要事業】

- ◆地域福祉推進のための方針等検討

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域福祉推進のための方針等の検討	—	方針の検討	方針に基づく取組の検討

--	--	--	--

## (2) 町民の福祉意識の醸成

### ①地域福祉意識の醸成

住民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上及び必要性の周知を図るため、広く住民が学習する機会として、地域福祉をテーマとした講演会や講座、地域福祉活動実践報告会等を開催します。

### ②福祉教育の充実

子どもの頃から福祉に対する理解を深めるため、手話・点字・車いす等の福祉体験を社会福祉協議会の支援・協力のもとで行う福祉実践教室を小中学校において引き続き実施します。

また、福祉教育は、子どもたちだけのものではないことから、人が生涯にわたり福祉にあたたかい関心を寄せ、様々な人と「ともに生きる力」を養うための学びや体験の場として、親と子や孫と一緒に社会福祉施設等を見学するなどの大人も対象とした福祉教育の機会の提供に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆福祉講演会
- ◆障がい福祉セミナー
- ◆福祉実践教室
- ◆親子福祉教室
- ◆福祉出前講座
- ◆シニア講座

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
福祉実践教室参加者数	1,031人	1,130人	1,240人

## (3) 地域の福祉力の向上

### ①社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担えるよう、組織力や活動の強化のための支援を進めます。

### ②地域福祉の担い手の発掘・育成

地域福祉活動に参加するリーダーや担い手となる人材を発掘・育成するため、社会福祉協議会や町民活動センター等と連携しながら福祉講座やボランティア養成講座等を開催します。

また、手助けが必要な人とボランティア等を結びつけるボランティア・コーディネート機能の充実を図ります。

### ③地域福祉を担う団体への支援

地域福祉の担い手として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を充実させるため、必要な知識と技能を修得するため、研修の実施と活動支援を行います。

また、子ども会や老人クラブ、ボランティア等、地域で活動している関係団体が活発に活動できるよう支援します。

### ④小地域福祉活動の促進と体制づくり

ふれあいサロンや高齢者等の見守り活動などの小地域福祉活動が町内各地区で行われるよう、活動グループの育成や活動起こしに努めます。

また、3つの地域自治組織内における小地域福祉活動の推進母体となる部会等の設置を検討するなど、小地域福祉活動を地域展開していくための体制づくりを進めます。

#### 【主要事業】

- ◆民生委員・児童委員活動

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域福祉を担うボランティア数	1,050人	1,100人	1,150人

## (4) 安心して地域で生活できる環境づくり

### ①地域における見守り・支援体制づくり

高齢者や障がいのある人などが安心して地域で生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。

また、支援が必要な高齢者等の情報が、町や地域包括支援センターなどの関係機関へ伝わるように高齢者等情報交換会を継続します。

### ②避難行動要支援者の支援体制づくり

災害時に備え、避難行動要支援者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、「大口町避難行動要支援者支援体制マニュアル」に基づき、個別支援計画を作成するなど、災害発生時における地域での避難支援が迅速に行われる体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者が適切な避難生活を送れるよう、地域の社会福祉施設を福祉避難所として活用できるよう努めます。

### ③高齢者や障がい者等の虐待防止や権利擁護の推進

高齢者や障がい者等が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化し連携します。

また、状況に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進することで、

高齢者や障がい者等の日常生活を支えます。

【主要事業】

◆避難行動要支援者支援

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
福祉避難所数	1か所	3か所	3か所

(5) 地域福祉活動拠点施設の充実

①集会場等地区施設の有効活用の促進

地区の集会場や学習等共同利用施設等を地域福祉活動の拠点として位置づけ、地域住民が気軽に集える場づくりを支援するなど、施設の有効活用を促進します。

②民間施設の有効活用の検討

地域住民が身近な地域で気軽に集える多様な場を確保するため、住民等が自己所有する建物の一部、あるいは全部を地域の高齢者等の居場所として開放し、地域住民が主体的に運営していくなど、既存の民間施設を地域福祉活動の拠点として有効活用していく方策や支援策について検討します。

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
ふれあいサロン参加者数	5,855人	6,000人	6,300人

関連する計画・条例

- 大口町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）
- 第4期大口町障がい者ほほえみ計画（平成27年度～平成29年度）
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画（平成27年度～平成31年度）

## 1 福祉医療

### 現状と課題

- ・社会的、経済的に弱い立場にある、子ども、母子・父子家庭の母・父並びに児童、心身障がい者、精神障がい者及び後期高齢者の健康の保持増進と福祉の向上を目指し、医療費の一部を助成する福祉医療費助成事業を実施しています。
- ・一部利用者に重複受診や頻回受診が見受けられることから、適正受診の啓発とジェネリック医薬品\*をさらに普及促進することで、全体的な医療費の抑制を図る必要があります。
- ・医療給付額が年々増加している中で、福祉医療費助成を継続するためには様々な方法を模索する必要があり、所得制限を設ける等といった手法も視野に入れて、幅広い選択肢の中から将来的な事業のあり方を検討することが求められます。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の縮減（10年で5%減）	232,544千円	228,000千円	221,000千円

### 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
福祉医療	(1) 福祉医療費助成制度の継続		23110
	(2) 福祉医療費助成制度の周知		23120
	(3) 福祉医療費の適正化		23130

## 施策の内容

### (1) 福祉医療費助成制度の継続

少子高齢化や人口減少時代において本町を持続的に発展させていく観点から、近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、また、幅広い観点から、様々な可能性を模索しつつ、福祉医療費助成制度の継続に努めます。

また、制度の充実について国・県に要望します。

#### 【主要事業】

- ◆子ども医療費助成
- ◆母子・父子家庭医療費助成
- ◆障害者医療費助成
- ◆精神障害者医療費助成
- ◆後期高齢者福祉医療費助成

### (2) 福祉医療費助成制度の周知

支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。

### (3) 福祉医療費の適正化

福祉医療費助成制度を維持していくため、重複受診・頻回受診の抑制とジェネリック医薬品の普及促進を図るなど医療費の適正化を図り、持続可能な制度の運用に努めます。

## 関連する計画・条例

- 大口町子ども医療費支給条例
- 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例
- 大口町障害者医療費支給条例
- 大口町精神障害者医療費支給条例
- 大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱



## 第2章：健康で安心な暮らし

### 第3節：社会保障

## 2 低所得者世帯の自立・生活支援

### 現状と課題

- ・生活保護制度は、「社会保障の最後のセーフティネット」であり、その役割は、最低限度の生活保障と自立の助長を目的としています。
- ・平成 22 年度末の生活保護世帯は、70 世帯ありましたが平成 23 年度末には 65 世帯、平成 24 年度末には 56 世帯、平成 25 年度末には 53 世帯、平成 26 年度末には 47 世帯と徐々にではありますが減少しています。これは、尾張福祉相談センターと町・社会福祉協議会及び公共職業安定所が連携して住宅支援給付や総合支援資金貸付及び求職者支援制度等を利用して仕事や住居及び生活費についての相談等の支援を行ったことによるものと考えられます。
- ・平成 26 年度は、20 件の生活保護の相談がありそのうち 10 件が働ける世代からの失業を理由とした生活保護の相談で、高齢者世帯・障がい者・疾病者世帯のそれぞれ 5 件より多くなっています。
- ・被保護世帯の状況を見ると、2015（平成 27）年には、高齢者世帯が約 50%、障がい者・疾病者世帯が約 40%と自立更生が困難な世帯が多く、また、保護受給期間が長期化する傾向にあります。
- ・2015（平成 27）年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。これによって、福祉事務所を設置しているすべての自治体では、生活に困窮している人が生活保護になることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員が相談を受け、その人の抱える様々な問題に対応した支援へとつなげる生活困窮者自立支援事業を、第 2 のセーフティネットとして実施する必要が生じました。
- ・本町は、福祉事務所を設置していない町村であるため、直接の事業主体ではありませんが、同法の趣旨を踏まえ、愛知県尾張福祉相談センターと連携して、生活に困窮している町民の自立支援に対応していく必要があります。
- ・特に、子どもの貧困とその世代間連鎖が社会問題化している中、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2015 年度(平成 27 年度)	2020 年度(平成 32 年度)	2025 年度(平成 37 年度)
生活保護率	2. 5 4 %	3. 0 %	3. 5 %

## 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
低所得者世帯の自立・生活支援	(1) 適切な保護等の実施	①生活困窮者自立支援制度等の周知	23211
		②要支援等生活困窮者の的確な把握	23212
	(2) 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討	23220	

## 施策の内容

### (1) 適切な保護等の実施

#### ①生活困窮者自立支援制度等の周知

経済的に生活が困窮している住民が必要な保護や相談支援等が受けられるようにするため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の周知に努めます。

#### ②要支援者等生活困窮者の的確な把握

愛知県尾張福祉相談センターが実施している自立相談支援や住居確保給付金支給などの自立相談支援事業の活用により、生活に困窮している住民の自立を促すとともに、必要に応じて生活保護に的確につなげていきます。

また、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との連携により、保護や自立相談支援を必要としている世帯の早期把握に努めるとともに、尾張福祉相談センターが主催する支援調整会議を通じた的確な対応に努めます。

### (2) 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討

子どもの貧困と貧困の連鎖を防止するため、愛知県尾張福祉相談支援センターと協議を進め、生活困窮世帯で育つ子どものための居場所の提供や学習支援、養育支援に関わる事業実施について検討を進めます。

#### 【主要事業】

- ◆生活困窮者自立支援

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
生活困窮者相談者数	7人	15人	20人

## 第2章：健康で安心な暮らし

### 第3節：社会保障

## 3 公的医療保険・年金

### 現状と課題

- ・国民健康保険は、医療機関での受診や治療の機会が多くなる高齢者の割合が年々増加していることに加え、医療技術の進歩に伴い医療費が増加傾向にあり、保険財政の悪化や保険税の収納率の低下を招かないよう、健全な事業運営を進める必要があります。
- ・国民健康保険における構造的な問題による財政基盤の強化を講じた上で、2018（平成30）年度から運営主体を都道府県化する医療制度改革が予定されています。
- ・後期高齢者医療制度では、広域連合と連携をとりながら、制度の適切で安定的な運営が求められています。
- ・2008（平成20）年度から生活習慣病の予防を目的として40歳以上を対象に特定健康診査・特定保健指導を行うことが保険者に義務付けられ、その受診率向上に努めているものの、受診率は半数以下にとどまっています。
- ・国民年金制度は、持続可能な年金制度の構築が課題となっており、このためには、支えられる世代と支える世代の相互理解が必要です。また、年金制度の将来の不安を原因とした未加入者が増えていることから、国民年金制度の一層の周知・理解が必要になっています。

### 施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
公的医療保険・年金	(1) 公的医療保険制度の適正な運用	①生活習慣病の予防	23311
		②医療費の適正化	23312
		③収納率の向上	23313
	(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発		23320

## 施策の内容

### (1) 公的医療保険制度の適正な運用

#### ①生活習慣病の予防

健康維持と医療費の抑制を図るため、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び保健指導を行い、医療費の多くを占める生活習慣病の早期発見・重症化予防に努めます。

また、近年受診率が低下傾向であるため、特定健康診査の未受診者への勧奨に努めます。

#### ②医療費の適正化

医療費の適正化を図るため、医療費支出や疾病等に関するデータ分析を行い、分析結果を踏まえたデータヘルス計画を基に効果的な保健事業を実施します。

また、重複・多受診者に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の普及を図ります。

#### ③収納率の向上

口座振替やコンビニエンスストア収納等の納税機会を一層促進することによって、納税者の利便性向上を図ります。

また、個々に応じた納税相談を実施することによって自主納税を促し、収納率の向上に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆特定健康診査等

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
特定健康診査受診率	48.7%	60.0%	65.0%
国民健康保険税収納率	95.3%	95.5%	96.0%

### (2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発

医療保険制度・年金制度への町民の理解を深めるとともに、加入・納付勧奨を図るため、広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの配布などにより、制度の周知に努めます。

また、年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金加入者・受給者の年金相談を充実します。

## 関連する計画・条例

- 大口町国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 大口町国民健康保険条例
- 大口町国民健康保険税条例
- 大口町後期高齢者医療に関する条例